

参考



平成31年3月27日

国土交通大臣
石井 啓一様

東京国際空港（羽田空港）
移転騒音対策連合協議会
会長 伊藤 武夫



羽田空港周辺における環境影響等に関する要望について

貴省からの平成28年8月18日付け及び平成30年3月28日付けの文書におきまして、当協議会の要望にご回答いただき、誠にありがとうございます。

しかしながら、これまで騒音影響の軽減等に一定のご配慮をいただいたと受け止めておりますが、未だに新飛行経路等による不安や懸念を払拭できないという思いであります。つきましては、当協議会として再度下記の内容を要望いたします。

記

1 B滑走路の西向き離陸について

空港周辺地域における区民生活等への影響を大変懸念していることから、貴省が予測している騒音影響を具体的に明示し、地域住民の不安払拭を図られたい。また、想定外の騒音影響が発生した際の対応等を明らかにしていただきたい。

2 試験飛行について

繰り返し要望しているところであるが、実施について明確にされていない。各種の調整が求められることは承知しているが、実施に向けたスケジュールを早期にお示しいただきたい。

3 ヘリコプターによる騒音影響の改善について

深夜早朝時間帯の経路変更については、感謝申し上げる。
引き続き、昼間時間帯における定められた飛行経路の徹底を図るとともに、更なる騒音軽減に努めていただきたい。

4 安全対策等について

安全対策及び落下物防止対策については、今後も航空関係者一同が不断の努力により、引き続き万全を期していただきたい。

5 地域のまちづくりへの配慮について

これまでの回答等を踏まえ、空港周辺地域へ空港の活力を地域のまちづくりに活かしていただき、地域の活性化、発展にご尽力いただきたい。

6 引き続きの丁寧な情報提供について

地域は空港との共存共栄を願っている。今後の情報提供にあたっては、より具体的でわかりやすい情報提供に努め、多くの地域住民の不安を払拭するとともに、理解が深められるような手法により全力で取り組んでいただきたい。



東京国際空港移転騒音対策連合協議会
会長 高木 滋 殿

国空首都第67号
令和元年11月1日

国土交通省航空局航空ネットワーク部
首都圏空港課長 鍬本 浩



羽田空港周辺における環境影響等に関する要望について（回答）

平素より、羽田空港の運用及び機能強化について、御理解、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

平成31年3月27日付けで御提出いただいた要望書につきましては、地域の声を踏まえた要望として大変重く受け止めております。

羽田空港の機能強化につきましては、昨年までに計4回の「首都圏空港機能強化の具体化に向けた協議会」において関係自治体等との協議を重ねるとともに、第5フェーズまでの住民説明会を実施し、住民の皆様への丁寧な情報提供に努めて参りました。

そして本年8月7日に「第5回首都圏空港機能強化の具体化に向けた協議会」を開催し、そこで御意見を踏まえ、2020年3月29日から新飛行経路の運用を開始し、国際線を増便することを8月8日に国土交通大臣より発表いたしました。

国土交通省としましては、関係自治体からの要望や、住民の皆様方に引き続き心配の声があることを踏まえ、頂いた御意見・御要望をしっかりと受け止め、丁寧に対応することとしております。

上記状況を踏まえ、御要望について、以下のとおり回答申し上げます。

1 B 滑走路の西向き離陸について

西向き離陸によって想定される騒音影響について、分かりやすい資料を作成し、住民説明会等を通じて住民の皆様にお示しする。また、実際の騒音影響については継続的にモニタリングを実施し、騒防法に基づく住宅防音工事を実施する必要が確認された場合には速やかに対応する。

また、長距離国際線の制限（一部の低騒音機（B787、A350等）を除き、6,000km程度以内の路線に制限）、4発機（B747、A340等）の制限、騒音軽減運航方式（急上昇方式や可能な限り早期の旋回開始）の導入を行うことにより、環境影響を軽減する。

2 試験飛行について

現在実施中の飛行検査の期間とAIP（航空路誌）における周知期間を考慮した結果、民間の航空機による実機飛行確認（※）は令和2年1月下旬から実施すること

としている。具体的な実施方法等の詳細については、様々な手法により住民の皆様にも広くお知らせする。

また、実機飛行確認時に航空機騒音の臨時測定を行い、その結果についてお示しする。

※これまで「試験飛行」と表現しておりましたが、航空法における試験飛行（耐空証明を有しない航空機の飛行）との混同を避けるため、「実機飛行確認（実機飛行による確認）」に変更しております。

3 ヘリコプターによる騒音影響の改善について

羽田空港に運航拠点を有する運航者に対して、定期的に直接訪問し、騒音軽減運航（飛行経路の分散、高高度での飛行、民家の上空を飛行しない経路の工夫等）を行うよう指導している。

住宅地への騒音影響を軽減するため、今後も引き続き、あらゆる機会を通じて指導していく。

4 安全対策等について

安全対策・落下物対策については、平成30年9月に策定された落下物対策基準の更なる強化を図るとともに、法令の遵守や航空機の整備状況等を監査や立入検査、駐機中の機体チェック等を通じてしっかりと確認し、是正させることにより航空機の安全を確保していく。

5 地域のまちづくりへの配慮について

羽田空港跡地第1ゾーン整備や大田区空の日イベントへの参加、その他地域のイベントへの参加など、空港の活力を地域に活かすための取組について、空港内事業者等とも連携して積極的な支援を行う。

6 引き続きの丁寧な情報提供について

できるだけ多くの方のご理解を頂くため、これまで丁寧な情報提供に努めてきたが、令和2年1月に住民説明会を開催するほか、分かりやすい資料の作成等、様々な手法を用いて引き続き丁寧な情報提供を行う。

また、実際に新飛行経路での運航が開始されてからも、住民の皆様への丁寧な情報提供を行う。